

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められる中、公正な経営システムを維持することを最優先にしております。また、当社は取締役、監査役制度を採用しております。監査役4名のうち3名を社外監査役とし、公正な経営管理体制の構築に努めております。

取締役会は月例で開催しており、監査役も出席しております。取締役会は経営の基本方針に基づき、法令及び定款に違反することのないよう審議を行っております。職責が異なる取締役と監査役は、それぞれの視点から経営のチェックを行っております。

当社は、内部監査室による内部牽制を常時行っており、また会計監査人による会計監査により、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ゼンショーホールディングス	8,700,000	50.38
ココスジャパン従業員持株会	154,500	0.89
アサヒビール株式会社	91,800	0.53
株式会社大倉商事	77,700	0.44
メロン バンク トリーティー クライアント オムニバス	31,600	0.18
国分グループ本社株式会社	30,200	0.17
泉 三和子	26,000	0.15
昭和産業株式会社	26,000	0.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	25,600	0.15
エム・シーシー食品株式会社	25,000	0.14

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無 株式会社ゼンショーホールディングス (上場:東京) (コード) 7550

補足説明

当社の親会社である株式会社ゼンショーホールディングスは、「世界中の全ての人々に、安全でおいしい食を手軽な価格で提供する。」ことを使命とし、フード業界一を目指しております。

当社は、この考え方のもとに、お客様・株主・従業員の利益が最大化するように、独立した経営判断を行っております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

(1)親会社との取引については、市場相場等を参考に双方協議の上合理的に決定したものを、社内規程等に基づき取締役会等に付議し決定しております。

(2)関連当事者以外の資本関係のない取引先との取引条件と著しい差異はありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
野崎 一彦	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、及びのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野崎 一彦		――	経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言をいただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役会の体制は、社内1名、社外3名の4名の監査役で構成されており、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担に従い取締役会に出席するほか、会計監査人から監査結果報告を受け、意見交換を行うなど連携を保ちながら、全般的かつ重点監査事項について監査を行い隨時必要な提言、助言並びに勧告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本 裕二	公認会計士				△									
瀧口 健	他の会社の出身者													
葉山 良子	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 裕二	○	——	公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査機能の強化に活かすため。
瀧口 健		——	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査機能の強化に活かすため。
葉山 良子		——	公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査機能の強化に生かすため。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績を反映した役員賞与を実施しているため、ストックオプション等は導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において全取締役の報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

情報共有は常勤監査役から社外勤監査役へ隨時行い、取締役会に毎回招集しております。

2. 業務執行・監査・監督・指名・報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社のガバナンス体制としては、取締役6名(社外取締役1名)、監査役4名(社外監査役3名)で構成しており、業務執行における重要な案件・事項については経営会議及び取締役会において審議し必要に応じて外部専門家の助言を仰いでおります。

また、各監査役は、取締役会に出席するほか、代表取締役との意見交換、内部監査部門との積極的な情報交換を行うことで、取締役の業務執行を監査するとともに、会計監査人と積極的な情報交換を行い連携を図っております。

取締役の選任につきましては、取締役会での提案を受け、取締役会にて審議の後候補者の決定し、株主総会に議案として上程のうえ選任されます。

取締役及び監査役の報酬につきましては、限度額を株主総会において決議し、各取締役、監査役の報酬については、取締役会、監査役間の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は種々な知見・見識を持った複数の社外役員(取締役及び監査役)を選任し、社外役員には取締役会等において、客観的、中立性の立場から経営に対する監督を行うとともに、経営判断の妥当性について確認する役割と機能を有する組織体制としております。このような体制が当社のガバナンスにとっては、ふさわしいものと考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 [更新](#)

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	ゼンショーグループ合同説明会を開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算・中間報告書、月次業績推移等を掲載しております	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室室長をIR担当責任者とし、総務部部長をIR事務連絡責任者としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 [更新](#)

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は「グループ環境方針」に従い企業としての社会的責任を果たすべく、環境保全活動を積極的に推進しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 「ゼンショーグループ憲章」を制定し、全役職員による法令・定款及び社内規程の遵守の徹底を図る。
 - (2) 管理部門は、コンプライアンス(法令遵守)の取り組みを横断的に統括し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
 - (3) 社内のコンプライアンス(法令遵守)上の問題点について從業員が情報提供を行うホットラインを設置する。
 - (4) 事業活動全般の業務運営状況を把握し、その内容の適法性や健全性を確保するため内部監査部門による監査を継続的に行う。

2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係わる情報については、「取締役会規程」「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存しかつ管理する。
 - (2) 取締役及び監査役は、これらの情報を保存・管理及び保全体制の整備が適正に行われていることを確認する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「ゼンショーグループリスク管理規程」の定めるところにより、当社の様々なリスクを網羅的かつ適切に認識し、管理すべきリスクの選定を行い、管理担当部門を定め、リスク管理体制の整備・充実を図る。また、予期せぬリスクが発生することを十分認識し、新たに生じた重大なリスクについても、取締役会または代表取締役が、すみやかにリスク管理担当部門を選定し、迅速かつ適切に対応する。
- (2) 前項目に基づくリスク管理体制を統括的に管理するにリスク管理担当部門が、リスク対策実施状況の点検を行い、その有効性を確保する。
- (3) 「食の安全・安心」「コンプライアンス」「情報セキュリティ」に係るリスク及びその他の選定されたリスクは、あらかじめ決められた管理担当部門がリスク対策を策定する。また、リスクが顕在化した場合、管理担当部門は迅速かつ適切な対応を行い、結果をリスク管理担当部門に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 中期経営計画及び年度経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にし、達成度の評価・計画の見直しを定期的に行う。
- (2) 意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、日々変化する経営環境に迅速に対応するため、経営会議を原則毎週1回定期的に開催し、業務運営上の課題や問題点を客観的に分析、把握するとともに、常に的確な方向性を確立するものとする。
- (3) 迅速な判断や意思決定を行えるよう、日次・月次・四半期業績管理を徹底し、目標の進捗状況を明確にする。
5. 当社及び親会社から成る企業集團における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 「ゼンショーグループ憲章」は、当社の全役職員が法令及び定款を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - (2) 当社は、ゼンショーグループ全体の視点から業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、「グループ会社管理規程」に基づく管理を行う。また、グループ会社統括管理部門に対し定期的または、隨時整備状況の報告を行う。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告の信頼性を確保することが、信用の維持・向上に必要不可欠であることを認識し、財務報告に係る内部統制活動の重要性を社内全体に徹底する。
- (2) 「財務報告に係る内部統制についての評価計画書」を年度単位で作成し、財務報告における内部統制の整備を進める。
- (3) 財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況については、内部統制評価責任部門が、当社の財務報告の信頼性を確保するため、業務運営の適切性を検証する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する当社の取締役からの独立性および指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役を補助すべき使用者として、監査役監査の職務の実効性の確保の観点から必要な人員を選任し、体制の充実を図る。
- (2) 監査役の補助使用者が監査役から特定の命令を受けた場合は、当該補助使用者は当該命令に関して、取締役の指揮命令を受けない。
- (3) 監査役の補助使用者の人事異動・人事評価・懲戒に関しては、全監査役の事前の同意を要する。

8. 取締役および使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は、当社及びグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスホットラインへの通報状況等を、監査役または監査役会に速やかに報告する。
- (2) 前項の当社及びグループに重大な影響を及ぼす事項を発見した使用者は、監査役または監査役会に直接報告することができ、この報告は「内部通報規程」に準拠して対応する。
- (3) 内部監査部門は、監査計画、監査結果等の相互開示により監査役との間で情報の共有化と効率化を図る。

9. 監査役の職務執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行に必要となる費用については、監査役があらかじめ適正に予算措置するとともに、予算措置時に想定していなかった事由のために発生した費用についても、当社がこれを負担する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (2) 監査役会に対して、独自に専門の弁護士や会計士を雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- (3) 監査役は必要に応じていつでも、取締役及び使用者に対し報告を求め、重要な会議に出席し、書類の閲覧をすることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は反社会的勢力との関係を持たない。また反社会的勢力の不当な要求には毅然とした態度で臨み、金銭その他経済的利益の提供を行わない。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1) 当社は「ゼンショーグループ憲章」に基づき、企業倫理の浸透を図るとともに、コンプライアンスを実現するため、「コンプライアンス規程」を定め、「反社会的勢力の排除」について具体的指針を示す。
- (2) なお「ゼンショーグループ憲章」並びに「コンプライアンス規程」については、全社員に対し、入社時または定期的な研修を通じて周知・徹底を図る。
- (3) 更に反社会的勢力への対応は、個人や部署を孤立させぬよう、コンプライアンス委員会を組織し、警察や弁護士等外部専門機関と連携して対応する体制を構築する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

親会社である株式会社ゼンショーホールディングスが、当社発行済株式数に対し50.38%を所持しているため、現在のところ買収防衛策の導入は考えておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示に係る社内体制の概要

- (1)当社は、情報取扱責任者を経営企画室室長とし、会社情報の適時開示業務は総務部の職務としております。
- (2)総務部、経営企画室並びに経理部と常に連携を図り、適時開示に遗漏が起きないよう点検するとともに、必要に応じて社内関係部署と協議を行うなど、正確な情報の適時開示ができる体制を構築しております。
- (3)当社は2009年2月に「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス行動指針」を制定し、企業情報の適時開示業務等の適切な運用について定めております。また、インサイダー取引については、2006年3月「インサイダー取引防止規程」を制定し、厳しい監視体制を維持しております。